

台東区次世代育成支援計画（第二期） 中間のまとめからの主な変更点

NO.	ページ	項目	変更内容
1	2、3	第1部 第1章 1 計画策定の趣旨	<p>「児童の権利に関する条約（子供の権利条約）」追加に伴う文言変更及び「児童の権利に関する条約（子供の権利条約）」概要追加</p> <p>「国が平成6年に批准し、発効した「児童の権利に関する条約（子供の権利条約）」では、成人が保護する対象としてのみ子供を捉えずに、権利を持った主体として子供を捉えています。区は、この「児童の権利に関する条約（子供の権利条約）」を踏まえ、子供の幸せを第一に考慮し、</p>
2	5	第1部 第1章 3 「子供の貧困対策計画」及び「子供・若者支援計画」と本計画との関係	<p>「子供の貧困対策大綱」が見直され、新たな大綱が策定されたことによる文言変更</p> <p>「新たな大綱では、現在から将来にわたって、すべての子供たちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すこと等を目的としています。そして、子供の貧困率や生活保護世帯に属する子供の進学率、ひとり親家庭の親の就業率等の指標を定めるとともに、指標の改善に向けた重点施策として、「教育の支援」「生活の安定に資するための支援」「保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労支援」「経済的支援」等の具体的な取組みを明示しています。本計画は、新たな大綱を勘案し、「子供の貧困対策計画」を包含した計画として定めます。」</p>
3	5	第1部 第1章 4 SDGsの理念と本計画との関係	<p>文章全体の修正</p> <p>「平成27年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」において、わが国など先進国を含む国際社会全体の開発目標として、2030年を期限とする「持続可能な開発目標（SDGs）」が位置付けられました。</p> <p>SDGsでは、持続可能な世界を実現するために、「貧困をなくそう」や「すべての人に健康と福祉を」のほか、「質の高い教育をみんなに」など17の目標と、具体的に達成すべき169のターゲットを設定し、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。</p> <p>国は、その達成に向けて「あらゆる人々の活躍の推進」、「平和と安全・安心社会の実現」等の特に注力すべき8つの優先課題を定め、具体的な施策として「次世代の教育振興」や「子供の貧困対策」が示されています。</p> <p>本区においても、本計画にこれらに関連する取組みを定め、計画の着実な推進を図ることで、SDGsの達成につながっていきます。」</p>

NO.	ページ	項目	変更内容
4	23	第2部 第3章 基本目標	基本目標別評価指標「全国学力・学習状況調査 平均正答率 全国値との比較」目標の変更
5	40～ 115	第3部 第3章 個別施策の展開	各事業に「令和元年度現況」、「令和6年度目標」を追加
6	81	第3部 第3章 個別施策の展開 基本目標4(4) 「今後の取組み」	東京都が行っている事業についての文言追加 「子育て応援とうきょうパスポートをはじめとする東京都が行っている事業や国が行っている事業についても、引き続き周知、広報を行っていきます。」
7	86	第3部 第3章 個別施策の展開 基本目標5(2) 「現状と課題」 「今後の取組み」	虐待の具体的な事例等の児童福祉法改正に伴う文言追加 【現状と課題】 「令和2年4月から施行される改正児童福祉法では、虐待の理由を「しつけ」とする親がいる現状を踏まえ、保護者や児童福祉施設の施設長等による体罰の禁止が明記されます。」 【今後の取組み】 「全世代の方に、オレンジリボンキャンペーン等を通じて、どのような行為が虐待にあたるかを啓発し、」
8	112	第3部 第3章 個別施策の展開 基本目標7(1) 「現状と課題」 「今後の取組み」	再犯防止の観点の追加 【現状と課題】 「また、平成30年版犯罪白書によると、少年の再犯率は平成28年から平成29年にかけては一旦減少したものの、過去と比較すると、未だ高い水準に留まっています。」 【今後の取組み】 「また、若者の居場所づくりや子供・若者総合相談を実施するほか、国や都をはじめとする関係機関と連携し、様々な困難を有する子供や若者、その家族等の支援を行います。」

NO.	ページ	項目	変更内容
9	120 ～ 124	第4章子ども・子育て支援事業計画 3 教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	教育・保育の量の見込み及び確保策を追加
10	125 ～ 141	第4章子ども・子育て支援事業計画 4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	すべての事業に「過去の実績」項目を追加及び（3）子育て短期支援事業（ショートステイ）に要支援ショートステイ事業を追加 【事業内容】 「②児童の養育に支援を必要とする家庭の児童を対象にショートステイを実施し、児童の健やかな成長と保護者が地域で安心して育児に取り組むことができる環境整備を支援します。」 【確保策の方針と対応策】 「②新たに児童の養育に支援を必要とする家庭の児童を対象にショートステイ事業を日本堤子ども家庭支援センターで実施します。」 ※量の見込み及び確保策へそれぞれ「65人日」を追加。